



平成 26 年 4 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社アークス
代表者名 代表取締役社長 横山 清
(コード：9948 東証第一部、札幌)
問合せ先 取締役常務執行役員
管理部門・コーポレート部門管掌
古川 公一
(TEL. 011-530-1000)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年4月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年5月27日開催予定の当社第53期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割が十分に発揮されるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、定款第32条（社外取締役の責任限定契約）の規定を新設するものであります。なお、本規定の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (2) 上記変更に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成26年5月27日（火）
定款変更の効力発生日 平成26年5月27日（火）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示す)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第32条～第44条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第32条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、法令に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第33条～第45条 (現行どおり)</p>

以 上